奨学金募集案内(5月現在)

奨学金名	応募条件	金額	給付/貸与	校内締め切り
兵庫県高等学校教育振興会奨学資 金	次のすべての要件を満たす方が貸与の対象になります。 1. 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、生計を主として維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。 2. 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援(盲・聾・養護)学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に在学すること。 3. 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が県内に住所を有していること。 詳細は http://www.pure.ne.jp/~syougaku/index.html を参照してください。	月額18,000円		5月下旬の予定でしたが学校再開日延期のため延期します。 (延期後の締め切りは後日連絡)
公益財団法人朝鮮奨学会	1. 日本の各高等学校に在学している韓国人・朝鮮人学生(特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の国籍表示が韓国もしくは朝鮮)。 2. 成績優良であり、学費の支弁が困難な者。 3. 他の同胞奨学機関から奨学金を受けていない者。 4. 2020年4月1日現在、満25歳未満の者(継続応募者は除く)。 詳細と申し込みは http://www.korean-s-f.or.jp/index.html	月額10,000円	給付	郵送6/8消印有効 インターネット 6/4 17:00まで ※各自で申し込み
一般財団法人下村教育財団	以下の(1)~(4)のすべてに該当する者。 (1)美容に関わる知識、技術取得意欲が旺盛であり、学業優秀かつ品行方正であること。 (2)経済的な理由により美容に関わりのある高等教育機関への就学等が困難であること。 若しくは地理的な理由により一人暮らしせざるを得ないこと。 (3)就学状況及び生活状況について適時報告できること。 (4)全日制高校3年生(翌年進学予定の者)	第1種 100万円 第2種 50万円 第3種 30万円 第4種 20万円 第5種 10万円	給付	6月10日
公益信託人志奨学基金	国内に所在する国公立の全日制普通科の高等学校1年又は同中等教育学校(後期課程)の4年に在学する生徒で次に該当するもの 1.家族の生計を支える親を失うなど、何らかの理由によって経済的影響を受け、奨学金を必要とする者。 2.学業優秀(中学校3年次の国・数・理・社・英の評定平均値が5点満点中、4.4点以上)、品行方正かつ人格に優れる者。 応募の際に、課題作文の提出が必要です。 テーマ:『私は、将来(50代・60代の時)どのような人として記憶されていたいか。そのために、今、努力していることは何か。』 400字詰め原稿用紙3~5 枚。また、毎月支給する課題図書の読書感想文の提出が必要になります。	月額20,000円	給付 ※学校より 1名	6月8日
J.POSH奨学金まなび	次のすべての要件をみたしていること ①本人の母親、保護者を乳がんで亡くしている、または本人の母親、保護者が現在乳がんで闘病中 ②経済的な理由により修学またはその継続が困難な生徒 ③給付開始時に高等学校(学校教育法に規定する全日制及び定時制、通信制の高等学校)、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在学中(当年入学者含む) ※他の奨学金と併用可	月額10,000円	給付	6月8日
交通遺児育英会	在学応募:現在、高校・高専に在学している生徒 予約応募:令和3年4月に大学・短大・専修学校に進学予定の者	月額(在学) 20,000円 30,000円 40,000円 から選択		在学:1/20まで随時 (大学・短大・専修学 校) 予約1次:8/18 予約2次:1/20
一般財団法人あしなが育英会	在学:次にあてはまる高等学校1~3年生 保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が1級~5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。 予約:2021年度に大学または短期大学(外国大学を除く)の第1学年に進学を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。 保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が1級から5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。 詳細は https://www.ashinaga.org/	月額(在学) 45,000円 月額(予約) 70,000円	貸与のみ、 給付のみの 選択はでき	在学 1次:5/15 2次:9/15 3次:12/1 大学・短大 予約 6/10
公益信託カトリック・マリア会・ セントジョゼフ奨学育英基金	・わが国の高等学校に在学する生徒であること(学年は問いません)。 ・経済的理由により、就学困難な事情があること。(原則として、世帯収入350万円程度以下とする。) ・向学心に富み品行方正で、かつ、成業の見込みがあること。	月額20,000円	給付	6月19日